

次世代育成支援対策推進法

鳥巧商事（株） 行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 31 年 4 月 1 日～平成 34 年 3 月 31 日までの 3 年間

2. 内容

目標 1：平成 34 年 3 月までに、各個人によるノー残業デーを、
最大月 2 回取得を目指す。

〈対策〉

- 平成 31 年 4 月～ ノー残業デーの実施
管理職への通知（年 3 回）及び社内通知による社員への周知
（毎月）
- 平成 31 年 4 月～ ノー残業デー 各個人 月 1 日取得を図る
- 平成 33 年 4 月～ ノー残業デー 各個人 月 2 日取得を図る

目標 2：平成 34 年 3 月までに、すべての従業員が有給取得日から 1 年の間に
年に最低 6 日の有給取得を達成する。

〈対策〉

- 平成 31 年 4 月～ 有給付与月から 1 年間で最低 6 日の有給取得を、達成させるために各部長宛てに配信し、有給休暇取得に向けた意識を高める
使用者が労働者の希望を聴き、希望を踏まえて時期の選定も行う。
- 平成 32 年 4 月～ 前年度（取得日から 1 年）の有給所得状況の確認と未取得者への取得促進指導